

京都市環境保全活動センター条例（平成13年12月27日条例第32号）

最終改正:平成31年3月28日条例第96号

改正内容:平成31年3月28日条例第96号〔令和4年1月1日〕

○京都市環境保全活動センター条例

平成13年12月27日条例第32号

改正

平成17年12月26日条例第99号

平成31年3月28日条例第96号

京都市環境保全活動センター条例

（設置）

第1条 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の実現に資するため、環境の保全に関する知識の普及向上を図るとともに、環境の保全に関する活動その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市環境保全活動センター

位置 京都市伏見区深草池ノ内町13番地

（事業）

第2条 京都市環境保全活動センター（以下「センター」という。）においては、次の事業を行う。

- （1）環境の保全に関する活動のための施設の提供
 - （2）環境の保全に関する資料及び装置の展示
 - （3）環境の保全に関する情報の収集及び提供
 - （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- （指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1）前条各号に掲げる事業に係る業務
 - （2）センターの維持管理に係る業務
 - （3）その他市長が必要と認める業務
- （開所時間及び休所日）

第4条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前9時から午後9時まで。ただし、展示コーナーについては、午前9時から午後5時まで

休所日 木曜日（木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

（利用の許可）

第5条 別表に掲げる施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用制限等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- （1）他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- （2）管理上支障があるとき。

（利用料金）

第7条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の還付）

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第10条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

（地位の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（原状回復）

第12条 利用者は、センターの利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

（委任）

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成14年3月15日規則第85号で平成14年4月21日から施行)

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年12月26日条例第99号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市環境保全活動センター条例(以下「改正前の条例」という。)第4条の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市環境保全活動センター条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の条例第4条の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(平成31年3月28日条例第96号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の改正規定及び別表備考3の改正規定(「つど」を「都度」に改める部分に限る。)並びに次項及び附則第3項の規定 この条例の公布の日

(2) 別表備考以外の部分の改正規定(「使用料」を「利用料金」に改める部分を除く。)及び同表備考2の改正規定(「100円」を「10円」に改める部分に限る。)並びに附則第4項の規定 平成31年10月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成33年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例(附則第4項において「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例の規定による京都市環境保全活動センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 4 改正後の条例の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区分	利用料金		
	午前	午後	夜間
	円	円	円
第1会議室	2,090	2,720	3,030
第2会議室	1,670	2,200	2,510
視聴覚室	4,290	5,550	6,390
実習室A	2,200	2,930	3,240
実習室B	2,200	2,930	3,240
付属設備	別に定める。		

備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
 - 2 この表に掲げる利用時間の区分を超えて施設（付属設備を除く。）を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
 - 3 開所時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。
-

京都市環境保全活動センター条例施行規則（平成14年4月9日規則第1号）

最終改正:平成31年3月28日規則第101号

改正内容:平成31年3月28日規則第101号〔令和4年1月1日〕

○京都市環境保全活動センター条例施行規則

平成14年4月9日規則第1号

改正

平成18年3月9日規則第139号

平成31年3月28日規則第101号

京都市環境保全活動センター条例施行規則

（利用許可の申請）

第1条 京都市環境保全活動センター条例（以下「条例」という。）第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（受付期間）

第2条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（1）環境の保全に関する活動のためにするもの 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日

（2）前号に掲げるもの以外のもの 利用日の属する月の2箇月前の月の初日

（利用の許可）

第3条 指定管理者は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

（付属設備の利用に係る料金の上限額）

第4条 条例別表に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表のとおりとする。

（利用料金の還付）

第5条 条例第8条ただし書の規定により京都市環境保全活動センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

（1）管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額

（2）災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

（3）利用日の1箇月前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 2分の1に相当する額

（利用料金の減免）

第6条 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（特別の設備）

第7条 条例第10条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

附 則（平成18年3月9日規則第139号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第101号）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）次項及び附則第3項の規定 この規則の公布の日

（2）別表備考以外の部分の改定規定（「使用料」を「利用料金」に改める部分を除く。）及び附則第4項の規定 平成31年10月1日

（3）前2号に掲げる規定以外の規定 平成33年4月1日

（準備行為）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例施行規則（附則第4項において「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

4 改正後の規則の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	単位	利用料金
		円
拡声装置	1チャンネル	1,670
スライドプロジェクター	1台	1,360
オーバーヘッドプロジェクター		1,360
オーバーヘッドカメラ		1,570
ビデオプロジェクター		1,360
レーザーディスク・DVDプレーヤー		1,250

備考 この表に掲げる利用料金の上限額は、条例別表に掲げる利用時間の区分の1区分当たりの額とする。
